郵便等による投票制度

問い合わせ先 墨田区選挙管理委員会事務局　☎5608-6320

自宅等において、選挙人が投票用紙に記載し、これを郵便等によって区の選挙管理委員会に郵送する制度です。事前登録制です。

●郵便等による不在者投票の対象者

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている選挙人で、次のような障害のある方（○印の該当者）または、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が **要介護５** の方に認められています。

身体障害者手帳

障害名	障害の程度		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	−	○
免疫、肝臓の障害	○	○	○

戦傷病者手帳

障害名	障害の程度			
	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢、体幹の障害	○	○	○	
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○

介護保険の被保険者証

要介護状態区分
要介護５

●郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、かつ、自ら投票の記載をすることができない方として定められた次のような障害のある方（○印の該当者）は、あらかじめ区の選挙管理委員会に届け出た方（選挙権を有する方に限る）に投票に関する記載をさせることができます。

身体障害者手帳

障害名	障害の程度
	1級
上肢、視覚の障害	○

戦傷病者手帳

障害名	障害の程度		
	特別項症	第1項症	第2項症
上肢、視覚の障害	○	○	○

※「郵便等による不在者投票制度」の登録者に限ります。

※詳しい申請・届出の方法、投票のしかたについてはお問い合わせください。

